

奈良県内で

5haを超える太陽光発電施設の設置を

計画中の事業者さまへ



環境保全の観点から太陽光発電施設の適正な設置及び管理を担保するため、奈良県環境影響評価条例及び奈良県環境影響評価条例施行規則を改正し、

新たに **太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業** を **対象事業** に追加しました。

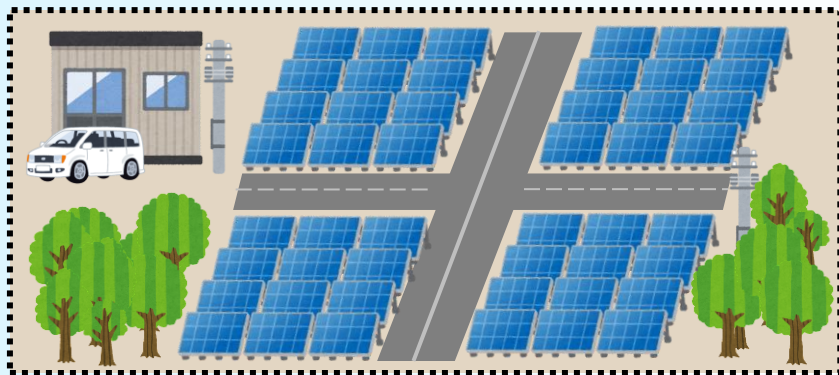
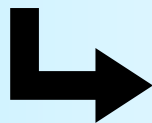
令和5年10月1日から、一定規模以上の事業は、

事業の実施前に、 **環境影響評価の手続き** が必要になります。

環境影響評価の対象となる規模

太陽光発電施設設置区域※の面積 **5ha以上**

※ 太陽光パネルだけでなく、事務所、受変電設備、残置森林、パワーコンディショナー、管理用道路などの敷地も含まれます。



施行日

令和5年10月1日

経過措置

条例施行日の前日(令和5年9月30日)までに、

以下のいずれかに該当する場合は、**対象外**です。

- ①太陽光発電施設の設置の工事に着手した事業
- ②太陽光発電施設の変更の工事に着手した事業
- ③当該太陽光発電施設の設置に係る次の規定による許可申請等を行った事業

森林法第10条の2第1項 / 農地法第4条第1項又は第5条第1項 / 自然公園法第20条第3項又は第33条第1項 / 奈良県立自然公園条例第17条第3項又は第19条第1項 / 地すべり等防止法第18条第1項 / 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項 / 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項本文 / 自然環境保全法第25条第4項又は第28条第1項 / 奈良県自然環境保全条例第23条第4項又は第25条第1項 / 奈良県砂防指定地等管理条例第3条又は第6条 / 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文又は第12条第1項

経過措置等について



施行日(R5.10.1)

事業実施前に

**環境影響評価の
実施必要**

(例1)



10haの太陽光発電施設
の設置を計画



施行日までに
太陽光発電施設の
設置に係る
許可申請等
未実施



10haの太陽光発電施設
の設置を実施

- ・施行日以後内容の変更なし
- ・事業規模を縮小する
- ・規則で定める軽微な変更※のみ

→環境影響評価は
実施不要

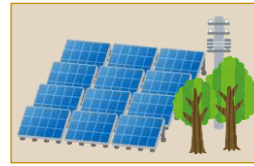
(例2)



10haの太陽光発電施設
の設置を計画



施行日までに
太陽光発電施設の
設置に係る
許可申請等を
実施済み



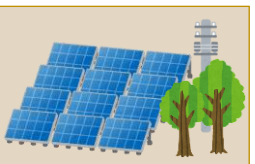
10haの太陽光発電施設
の設置を実施

事業実施前に

**環境影響評価の
実施必要**

★規則で定める軽微な変更※
を超えているため

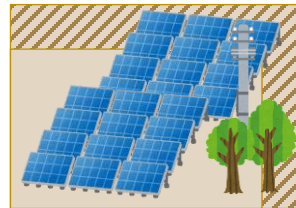
(例3)



10haの太陽光発電施設
の設置を計画



施行日までに
太陽光発電施設の
設置に係る
許可申請等を
実施済み



2ha設置区域を増やし
12haの太陽光発電施設
の設置を実施

規則の施行の際現に存在している
太陽光発電施設設置区域を除いた
変更後の面積が5ha未満

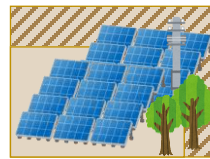
変更後の面積(6ha)
- 施行日以前存在した面積(3ha)
= 3ha < 5ha

→環境影響評価は
実施不要

(例4)



施行日以前に
既に存在する
3haの太陽光発電施設



3ha設置区域を増やし
6haの太陽光発電施設に
変更する工事を実施

規則の施行の際現に存在している
太陽光発電施設設置区域を除いた
変更後の面積が5ha以上

変更後の面積(9ha)
- 施行日以前存在した面積(3ha)
= 6ha > 5ha

さらに3ha設置区域を増やし
9haの太陽光発電施設に
変更する工事を実施

**環境影響評価の
実施必要**

事業実施前に

※規則で定める軽微な変更

- ・変更前の対象事業実施区域から100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
- ・新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10%未満かつ、1ha未満であること。

※上記はあくまで例であり、個別の事例の状況により、経過措置の適用対象となるかが判断されます。詳しくは下記担当までお問い合わせください。